## 身体障がい者等用駐車施設利用証交付対象者について

対象者の区分				障がい等の状況
身体障がい者	視覚障がい			1級~4級
	平衡機能障がい			1級~5級
	肢体不自由	上肢	身体障害	1級、2級
		下肢		1級~6級
		体幹		1級~5級
	脳原	上肢機能		1級、2級
		移動機能		1級~6級
	心臓機能障がい		身体障害者手帳等級	1級~4級
	腎臓機能障がい			1級~4級
	呼吸器機能障がい			1級~4級
	膀胱又は直腸機能障がい			1級~4級
	小腸機能障がい			1級~4級
	肝臓機能障がい			1級~4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機			1級~4級
	能障がい			
要介護認定を受けた者			介護保険の要介護状態区分「要介護度1~5」	
知的障がい者			療育手帳の障害の程度欄「A」	
難病患者			特定医療費(指定難病)受給者	
			特定疾患医療受給者	
精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳の障がい等級「1級」	
けが又は病気の方			診断書の発行日から最長1年までの間で車いす、	
			杖等の使用期間	
			※小児慢性特定疾病医療費受給者の場合は利用	
			証交付日から1年までの間で必要な期間	
妊産婦			妊娠7か月から分娩予定日の1年後まで。	
			※産後については、乳児を同伴している場合に限	
			り利	用できるものとする。

<sup>※</sup> 対象者には18歳未満を含む。